

# 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会定款第19条第1項の規定に基づき、役員を選任について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の選任区分等)

第2条 理事の選任区分及び区分別定数は、次に定めるところによる。

- |  |      |
|--|------|
| (1) 住民自治組織                             | 5名以内 |
| (2) 民生委員・児童委員協議会                       | 2名以内 |
| (3) 社会福祉事業を經營する団体及び<br>ボランティア・社会福祉活動団体 | 5名以内 |
| (4) 関係行政機関及び学識経験者                      | 3名以内 |

2 前項の理事は、各組織の推薦を得て選任する。

(監事の選任区分等)

第3条 監事の選任区分及び区分別定数は、次に定めるところによる。

- |            |      |
|------------|------|
| (1) 住民自治組織 | 2名以内 |
| (2) 税理士    | 1名   |

2 前項の監事は、各組織の推薦を得て選任する。

(補則)

第4条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行する。